

## 突然、税務署が訪ねてきたら？ 「税務調査10の心得」でしっかり応えよう

税務署は7月に人事異動があり、異動後しばらくして「税務調査」が始まるのが通例です。県連からの情報によると、一宮民商で13・14日と続けて調査の報告が寄せられてすでに4件が「税務調査」になっているとのこと。異動前に「調査先の選定」を終えているという情報もありましたが、一宮税務署の動きはこのことを表していると思われます。

消費税を含む「無申告者」に狙いが？

昨年の税務調査の傾向は、消費税を含む「無申告者」の洗い出しに重点が置かれ、春日井民商でも「申告してなくて調査を受けた」という相談や、会員でも「消費税の申告をしてなかった」と調査になったケースがありました。無申告の場合、調査は5年さかのぼって行われ、帳簿等がないと消費税の経費分が認められない「仕入税額控除否認」(売上にかかる消費税を全額納める)をされることもあります。

税務署の突然の訪問には「10の心得」にもとづいて毅然と対応


通常の調査は「任意」調査ですので、税務署の都合で調査を受ける必要はありません。こちらの都合に合わせて調査を受けるようにしましょう。支部・班で対応を相談してから調査にのぞみましょう。

確定申告時に届けている「自主計算パンフ」の「税務調査10の心得」をよく読みましょう。(以下は抜粋)

<b>3</b> 不都合なら 断りを	<b>4</b> 信頼できる 立会人を	<b>5</b> 調査理由を 確かめよう	<b>6</b> 目的の範囲に
突然の調査で都合が悪いときは日を改めさせることができます。「事前に納税者に通知すること」 憲法13条・31条 第72国会で議決採択 国税庁の税務運営方針	納税者の権利を守るために、調査に応じるときは信頼できる人の立会いの上ですすめること。「立会理由の青色取消は不当」 一審日経判・東京高裁判決 1993年2月23日に確定	どんな要件で何の調査に来たのか理由を確かめること。「調査理由を開示すること」 憲法13条・31条 第72国会で議決採択(1974年6月3日)	調査はその目的の範囲内に限定させること。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」 憲法13条・31条 国税庁の税務運営方針
<b>7</b> 承諾なしの 侵入は違法	<b>8</b> 勝手な 取調べは違法	<b>9</b> 承諾なしの 反面調査は断る	<b>10</b> 印鑑は命
納税者の承諾なしに工場や店内に入ることは違法です。事務所、工場、店内、まして自宅で一人歩きなどさせないこと。「令状なしで侵入、捜索及び押収をうけることのない権利」 憲法35条 住居の不可侵	検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあげたりする調査は違法であるからハッキリことわること 一北村人權裁判・大阪高裁判決 1988年3月18日に確定	納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限り行う」 国税庁の税務運営方針	印鑑は命。税務署員に「捺印」をもとめられた場合、どんな書類でもその場ですぐおさず、よく考えてからにすること 公務員の職務志用課 刑5193条

税務署の「おたずね」も無視しないで  
税務署からは「申告内容について」「消費税の申告について」など文書で「おたずね」が届くこともあります。放置せず機敏に最寄りの役員、事務所まで連絡ください。

北支部が「食事会」を開きました  
17日、北支部が会員の懇親と、配達集金者の慰労をかねて「食事会」を開き13名が参加しました。日頃の配達集金活動の苦労話などを交流して楽しいひとときを過ごしました。  
この「食事会」には前進座の俳優、渡会(わたらい)さんも参加、今秋上演予定の「あなまどい」の観劇を訴えました。



7月27日(火)・28日(水)事務所は不在になります  
全県事務局員交流会のため事務所を閉めます。相談は26日までか29日以降しか受けられません

**皆さんの会費が会の活動を支えています**

会費の納入のお願い

毎月、15日までの会費納入にご協力下さい

会計 山崎孝亀